

第6章

大規模地震対策計画

第6章 大規模地震対策計画

第1節 計画の目的 【総務部】

近年、人口集中や高層建築物の増加等の都市化が進む中において、大規模地震による被害を最小限に食い止め、市民の生命身体及び財産を災害から守るため、大規模地震を想定した地震防災体制、地震防災応急対策に関わる措置等を定め、市域における地震防災体制の確立を図ることを目的とする。

第2節 被害の想定 【総務部】

郡山市全域で、震度6弱以上の地震により、多数の建物が全壊もしくは半壊し、各地に同時多発的に火災や交通機関の事故が発生、市内の主要道路の崩壊や落橋のため、通行不能となり多数の負傷者が出ている。

また、ライフラインの施設にも甚大な被害が発生し、断水、停電、通信サービス等が不通になり、都市ガス、L Pガス漏れが多発している。郡山駅前、大町、中町地区等の高層建築物については、建物内部に多数の人が取り残されている。

第3節 地震防災予防対策【総務部・保健福祉部・農林部・建設部・都市構想部・教育総務部・学校教育部・上下水道部】

第1 災害（地震）に強い安全なまちづくり

各種施策に関して、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、安心して生活できる防災対策に関しての計画を盛り込み事業を促進する。

本市においても少子高齢化、都市化の進展、危険物施設の増大、自動車の増加、さらには高層ビル、地下施設（地階・地下道等）等新しい都市施設の出現により、震災拡大につながる社会的要因が増加し、また、市街地のスプロール化（外延化）による市街地地域間の分断、対応エリアの拡大など、ひとたび大地震が発生すると、大被害を受けるおそれがある。

災害時の避難路、避難場所としての緑地の確保、公園、学校など公共施設の整備を推進する。また、市街地再開発事業、土地区画整理事業等に当たっては、できる限り防災空間の確保に務め、都市防災の安全性の向上を図る。

さらに、本市は広域都市のため、各事業遂行に当たっては、市内全域において災害に強い安全なまちづくりを進める。

1 建築物等の耐火対策の促進

建築物自体の耐火、防火については、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物は、防火避難上の各種の措置の徹底を図っていく。

2 建築物等の耐震対策の促進

兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）において、昭和56年6月1日に施行された新耐震基準以前の建築物が特に大きな被害を受けたことから、当該建築物の耐震性の向上を図っていく。

（1）郡山市耐震改修促進計画

市は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策及び防火対策等、各種の対策を相互に関連付けた総合的な計画を、平成21年3月に策定し、その後、平成28年3月に改定するなど耐震化の促進を図っている。

引き続き社会情勢の変化や耐震化の進捗状況を勘案し、耐震改修促進法の改正内容も踏まえて、更なる耐震化促進の取組を強化するよう必要に応じて見直しに取り組む。

（2）建物の耐震診断及び耐震改修の促進

① 住宅等

住宅の耐震化は、地震による被害を軽減するために非常に重要であり、市民自らが、その自覚のもとに実施するものである。

そのため、耐震診断及び耐震改修の必要性の普及、啓発に努める。

② 公共施設等

学校、公民館等多数の者が利用する施設や庁舎の耐震診断及び耐震改修についても、計画的に実施していく。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀（石塀を含む）の所有者又は管理者に対し、日頃からの安全点検及び耐震性の確保について普及、啓発に努める。

特に、多くの歩行者や車両等が通行する道路（通路）沿いに設置されたブロック塀の倒壊又は損壊は、市民生活に支障をきたすおそれ大きいことから、重点的に対策を実施するよう呼びかける。

また、要安全確認計画記載建築物（県又は市が指定する避難路沿道建築物、県が指定する防災拠点建築物）について、その所有者に対し、耐震診断を実施するよう呼びかける。

(4) 耐震改修に関する助成制度の利用

耐震診断により耐震基準に適合しないと診断された木造住宅の耐震改修を行おうとする市民に対し、工事費用の一部を補助する「郡山市木造住宅耐震改修助成制度」を利用するよう積極的に周知し、住宅の耐震化を促進する。

第2 地震に関する知識の普及

地震による被害を最小限にとどめるため、市及び公共機関は市民に対しあらかじめそれぞれ効果的な方法により地震に関する知識の普及活動を行い、防災思想の普及を図る。市は市民からの地震対策に関する種々の相談に応じるとともに、適切な指導にあたる。

1 普及の内容

- (1) 地震についての知識
- (2) 地震発生時の心得
- (3) 避難及び初期消火の心得
- (4) 建物の点検と救助、救護の方法
- (5) 自主防災組織づくり
- (6) 緊急地震速報発表時の対応
- (7) 家庭内備蓄、非常持出品の準備
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制の確保
- (9) 大規模盛土造成地マップによる滑動崩壊による災害危険性や液状化被害
- (10) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震についての知識
- (11) 北海道・三陸沖後発地震注意情報についての知識

2 啓発普及の方法

広報紙、パンフレット、新聞、テレビ、ラジオ、市政きらめき出前講座、大規模盛土造成地マップ及び液状化マップ等を通じ、広く市民に対し防災知識と思想の普及を図ると

ともに、公民館、学校など教育機関を通じて防災思想の普及を行う。

第3 地震訓練の実施

市及び防災関係機関は情報の収集と伝達の方法、消火活動、避難誘導、救助救護活動、交通規制及び公共機関の応急復旧等に重点を置き、総合的な訓練を実施する。

1 地域住民による自主的訓練

町内会等を単位とする初期消火、避難、救出救護等

2 学校における訓練

定期的な避難及び保護者への情報連絡

3 事業所等における訓練

事業所単位又は複数事業所合同による消火、通報、避難及び救出救護等

第4 救出・救護対策

地震により倒壊家屋などに閉じ込められ、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出及び救護するために必要な対策を講ずる。

1 救助体制の強化

- (1) 消防団、自主防災組織等による居住者（特に避難行動要支援者）の把握
- (2) 消防団、自主防災組織による救出救助訓練の実施促進
- (3) 消防団、自主防災組織、市民に対し、応急手当、応急処置の普及啓発促進

2 救助用資機材の整備

- (1) 消防団車庫、詰所に救助用資機材の配置
エンジンカッター、油圧ジャッキ、油圧切断機、チェーンソー等、救助用資機材の整備促進
- (2) 防災関係機関において保有する資機材の情報交換に努める。

3 広域応援体制の整備

- (1) 郡山地方広域消防組合管内市町との相互応援協定の締結
- (2) 隣接市町村及び遠方特定都市との相互応援協定の締結
- (3) 広域応援受け入れ体制のマニュアル作成

第5 防災活動の環境整備

1 消防団、自主防災組織の育成強化

- (1) 市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団が効果的に活動できるよう、施設の整備・装備の充実強化を図るとともに、青年層・女性層の消防団への参加促進等による消防団の活性化を推進し、その育成を図る。
- (2) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施などによる防災士・防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常的な訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努める。

2 防災ボランティア活動の環境整備

- (1) 市は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について、検討する。
- (2) 市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討する。

3 企業防災力の促進

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (2) 市、郡山商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (3) 市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

4 業務継続性の確保

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続性の確保を図る。

第6 消火対策

地震による火災に備えるため、消防水利の確保、消防用機械・資機材の整備促進を図るなど消火活動に必要な対策を講ずる。

1 水利の確保

- (1) 市街地に有蓋防火水槽の増設を図る。
- (2) 河川、ため池等の自然水利の活用を図るため、吸水場所の整備と確保を図る。
- (3) 小中学校等のプール、生コン車の利活用についての事前協議等消防水利の多様化に努める。

2 初期消火体制の確立

- (1) 地震時における出火防止を徹底するため講習会の開催、チラシの配付等の広報活動を行う。
- (2) 自主防災組織、市民に対して初期消火訓練の指導、防災訓練の参加を徹底する。

3 消火体制の整備

- (1) 大量放水、遠距離中継送水を考慮した機械・資機材の整備促進に努める。
- (2) 消防署、消防団及び自主防災組織等の連携強化に努め、消火体制の整備を図る。
- (3) 大規模火災を想定しての遠距離中継送水訓練を実施する等、防ぎよ体制の確立を図る。

第7 避難対策

市民の安全を確保するため、避難に関する対策を講ずる。

1 避難誘導體制の確立

- (1) 避難所をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。
- (2) 高齢者、障がい者、その他の要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、住民の協力体制を整備し、これらの訓練を行う。
- (3) 積雪寒冷地においては、県と協力し住民等が安全に避難を行えるよう、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に努める。

2 避難所の確保及び資機材の整備

- (1) 公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に避難所として指定した建物については、施設の安全性の確保を図るとともに、必要に応じ、換気、照明等避難生活を良好に保つための整備に努める。
- (2) 指定した避難所又はその近傍で、食料、水、毛布、その他避難所用物品（携帯ラジオ、懐中電灯、救急薬品等）の備蓄を図る。
- (3) 非常電源確保のため、発電機、蓄電池、投光器等の備蓄に努める。

- (4) あらかじめ市民に対して、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、表示板等の整備を図る。
- (5) 避難所等に仮設便所の備蓄を図る。
- (6) 燃料電池自動車（F C V）、電気自動車（E V）等を活用した非常電源確保に努める。
- (7) 再エネ発電施設及び蓄電池の計画的導入を図る。
- (8) 低体温症のリスクを踏まえ、防寒対策に必要な物資（カイロ、暖房器具等）の備蓄を考慮する。

第8 緊急物資対策

市は、地震発生後の被災者救援及び応急対策活動に従事する者のために必要な食料品、生活必需品等の確保を図る。

1 主要食料品等の備蓄

被災者救援及び応急対策活動に従事する者のため、食料・飲料水及び寝具、その他の生活必需品を給与又は貸与するため、クラッカー、アルファ米等の非常食料及び毛布その他の生活必需品の備蓄を行い、その補充及び更新を行う。

さらに、災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定業者等と連絡をとって、市内在庫の米穀の確保に努め、合わせて調味料、副食物等の確保に努める。

2 個人備蓄等について

個人が自立するために、各家庭の実情に合った備蓄をすることが望ましく、又各事業所においても備蓄することにより、被災直後、緊急物資は、事業所等備蓄及び市民相互の助け合いによって、可能な限りまかなうように努める。

第4節 初動体制 【各部】

第1 災害発生時の（職員）動員配備対策

1 職員の非常参集体制の整備

- (1) 災害対策本部各班ごと、勤務時間外（休日を含む）における非常招集伝達系統図を作成し、周知徹底を図る。
- (2) 災害対策本部の各班長は、班員の参集方法、参集場所を把握し、確保に努める。
- (3) 勤務時間外（休日を含む）における職員確保のため、災害対策本部員、又は各班ごとに非常招集訓練を行う。

2 災害対策本部設置前の体制

【指揮者】 総務部長（総務部理事）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
注意体制	1 震度4の地震が発生したとき。 2 長周期地震動階級3以上の地震が発生したとき。 3 その他、総務部長（総務部理事）が必要と認めたとき。	1 情報を収集し、市長に報告するとともに、関係部長に連絡し、必要人員を配置する。
備考 長周期地震動の影響は高層建物、免震構造の建物など限定的であるため、長周期地震動階級3以上が観測された場合には、防災危機管理課員のみ参集し、警察や消防等からの情報収集の上、被害が確認され、警戒体制等が必要と判断した場合には、防災危機管理課長から関係所属長に連絡する。		

【指揮者】 総務部長（総務部理事）

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
警戒体制	1 震度4の地震により、被害が発生したとき。 2 長周期地震動階級3以上の地震により、被害が発生したとき。 3 その他、総務部長（総務部理事）が必要と認めたとき。	1 関係各部は、被害の状況に応じて対応する。 2 災害発生とともに、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 3 情報を収集し、本部設置についての状況を市長に報告する。

3 災害対策本部設置後の体制

【指揮者】 市長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
非常体制 第一次	1 震度5弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、市長が必要と認めたとき。	1 突発的災害に対して、応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動がスムーズに実施できる体制とする。 2 事態の推移に伴い、速やかに第二次非常体制に移行できる体制とする。

【指揮者】 市長

種別	配 備 時 期	配 備 内 容
非常体制 第二次	1 震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 その他、市長が必要と認めたとき。	1 被災地域における救助救援等の活動を行い、また、その他の地域に被害が拡大するのを防止する全員体制とする。

4 動員数体制

注 意 体 制	関係所属の必要な職員の配置 (配置については、注意体制配置編成計画表による。)
警 戒 体 制	関係所属の必要な職員の配置 (配置については、警戒体制配置編成計画表による。)
非常体制（第一次）	全所属 半数 (配置については、非常体制配置編成計画表による。)
非常体制（第二次）	全所属 全員 (配置については、非常体制配置編成計画表による。)

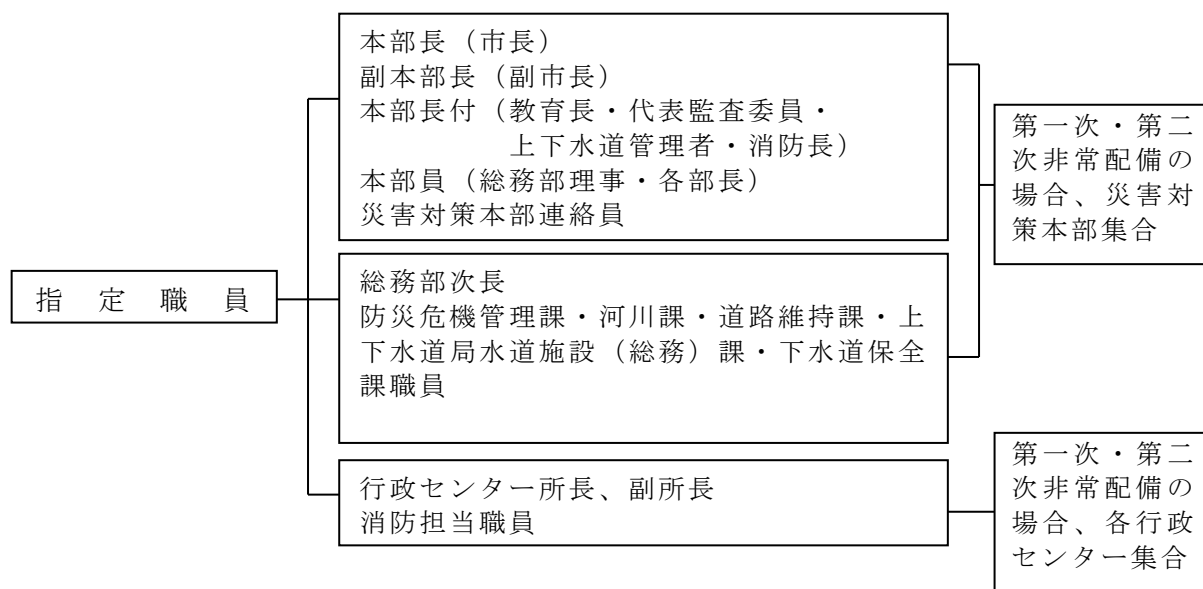
5 職員の参集方法等

(1) 連絡方法

- ① 注意体制及び警戒体制の場合は、防災危機管理課長から関係所属長に連絡する。

- ② 非常体制の場合は、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）による一斉放送又は防災危機管理課長から関係所属長に連絡する。
- ③ 震度5弱以上の大規模地震発生の記事に接した時は、動員命令を待つことなく、自己の判断によりあらかじめ指定された場所へ参集する。

（２） 非常参集時の参集要領



- ① 指定職員は、災害対策（地区）本部に集合する。
- ② 職員は、あらかじめ指定された場所に集合する。
- ③ 交通機関の途絶等により集合が困難な場合には、最寄りの行政センター等の市の機関に集合し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策に従事する。
- ④ 職員は、指定された場所への配備途上において、確認した被害状況等について所属長に報告する。また、途上において、人命救助に係わる事態に遭遇した場合は、優先して対応にあたる。

6 防災関係機関への応援要請体制

防災関係機関への応援要請体制は、第4章第1節「6 他の防災機関による要員の確保」によるほか、次に定めるところによる。

（１） 応援要請の強化対策

- ① 防災関係機関相互の連携を強化するため、相互応援の協定を締結しておく。
- ② 食料、水、生活必需品、医薬品及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要なとなる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実を図るため、隣接市町村との情報交換に努める。
- ③ 広域的な受援が円滑に行えるよう、第4章「第16節緊急輸送計画」に定めるヘリポートの確保及び管理に努める。
- ④ 自衛隊の派遣要請体制を確立するため、第4章「第21節自衛隊災害派遣要請計画」

によるほか、平常時から情報及び資料の相互提供並びに共同防災訓練の実施に努める。

- ⑤ 他市町村からの応援職員が効率的に応援活動を行えるように、平常時より受援体制の確認及び整備に努める。

(2) 応援要請活動体制の確立

- ① 被害の規模に応じ、時機を得た速やかな応援要請の体制を整える。
- ② 応援要請の有無を判断するため、正確な情報収集体制を確立し、要請のための多数伝達ルートを確保する。
- ③ 応援車両の緊急道路を確保するため、早期の広域的な交通規制実施及び車両の待機場所を確保する。

(3) 他市町村災害時の応援体制

他の被災市町村より応援の要請を受けた場合に、直ちに職員の派遣が行えるよう、資機材、車両等の整備及び確保に努める。また、支援の際には被災市町村からの援助を必要としない自己完結型の体制とする。

第2 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部の設置及び廃止は、第2章第2節に定める。

第3 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、「郡山市災害対策本部条例」及び「郡山市災害対策本部規程」に定める。

第5節 地震防災応急対策 【全部局】

第1 発生直後の活動基準

被害の状況は、発生直後からの時間経過とともに刻々と変化することから、各時間帯で優先すべき災害対策活動も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体が共通の認識を持つことが重要であることから、発生後の活動目標を下表により整理する。

発生後の時間経過	活 動 目 標	
直 後	初動体制の確立	・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動場所と資機材の確保 ・ 被災情報の収集、分析、対応
	生命と安全の確保	・ 初期消火、救助、救出、応急医療活動展開 ・ 火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動 ・ 給食、給水、避難所開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請
直後～3日目	生命と安全の確保	・ 専門部隊等による救出活動 ・ 災害医療等の生命の安全に関する対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動 ・ 土砂崩れ等の対策活動 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 有害物、危険物の漏洩対策等 ・ 救援物資等の調達、配給 ・ 生活関連情報等提供 ・ ライフラインの早期復旧
直後～1週間	生 活 の 安 定	・ 被災者のケア ・ がれき等の撤去 ・ 生活の再建

※発生後の時間経過については、活動目標に掲げる体制が確立されるまでの目安であり、災害の規模や状況に応じて活動期間を延長する。

第2 救出・救護対策

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救出・救護活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行う。

1 救出・救護活動

- (1) 消防団、自主防災組織及び市民等は、自発的に被災者の救出・救護活動を行うとともに、防災機関が行う活動に協力する。
- (2) 被害状況の早急な把握に努め、災害対策本部及び現地災害対策本部との連携を密にし、必要に応じ適宜の応援要請を行う。

2 救護所の設置及び医療機関の確保

- (1) 市役所（行政センター）及び避難所に救護所の早期設置
- (2) 救護所に医師、看護師等の配置及び医薬品の配付
- (3) 災害対策本部において救護所の設置状況把握及び連絡ルートの確保
- (4) 市内医療機関の受入体制把握及び確保
- (5) 市内外医療機関相互の情報交換及び協力体制の確立

第3 消火対策

火災の拡大を防止するため、早期の交通規制を実施し、地域における初期消火を推進するとともに消防応援による効率的な消火活動を行う。

1 効率的な消火活動の実施

- (1) 発災後初期段階において、自主防災組織及び市民等は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関が行う消火活動に協力する。
- (2) 災害対策本部及び現地災害対策本部は、速やかに市内の火災の全体状況を把握するとともに、防ぎよ地域の優先順位を定め迅速に部隊の重点配備を行う。

2 応援要請・受入体制の確立

- (1) 災害対策本部は、被災状況の推移を把握し、適宜の応援要請を行う。
- (2) 応援車両のスムーズな行動を図るため、早期の交通規制を関係機関に要請するとともに、現地災害対策本部においては、応援車両による効率的な消火活動を行うための総合調整を実施する。
- (3) 災害対策本部においては、応援車両の待機場所を確保し、周知徹底を図る。
- (4) 空路での応援部隊受入のため、ヘリポートを確保し、その周知徹底を図る。

3 交通規制体制の確立

- (1) 郡山警察署、郡山北警察署、各道路管理者との協力
- (2) 災害対策本部による交通規制の方針決定及び関係機関への指示

- (3) 警備業者等の応援協力に基づく交通誘導
- (4) 交通規制実施について、住民への周知徹底を図るための広報活動

第4 緊急輸送路の確保

災害応急対策や支援、救援活動を支える緊急輸送ルートを確認して被害を最小限にとどめるため、次の措置を執る。

1 緊急輸送路の被災情報収集

緊急輸送路の被災状況の確認及び情報収集体制の確立を図る。

- (1) 職員による指定場所へ参集途上の確認
- (2) 道路管理者からの情報収集
- (3) 各行政センターから、I P無線機等による情報収集
- (4) ヘリコプターによる情報収集（県への要請）

2 緊急輸送道路確保のための関係資機材等

- (1) 市、その他道路管理者が行う応急復旧用資機材、緊急警戒用資機材及び人員の配備
- (2) 郡山警察署、郡山北警察署及び市が行う応急復旧用資機材、緊急警戒用資機材及び人員の配備
- (3) 郡山市、その他の防災機関が行う、緊急自動車、緊急通行車両及び人員の配備

3 県公安委員会が行う交通規制

市域内の居住者、滞在者、その他の者の避難及び応急対策を円滑に実施するため、第4章「第17節交通施設応急対策計画」によるほか、次の要領により、歩行者及び車両の通行を禁止し、又は制限する。

さらに、市内の流入車両等を抑制するため、市周辺を含めた広域的な交通規制を行う。

(1) 避難所周辺道路の交通規制

避難所隣接道路及び進入路について、車両通行の禁止、駐車禁止、歩行者用道路、一方通行、指定方向外進入禁止の交通規制を行い、避難を容易にする必要な措置をとるとともに、交通規制を周知させる措置を行う。

(2) その他の道路の交通規制

前記以外の道路については、緊急自動車、物資搬送車の運行、救援隊の進入路を確保するため、車両の通行禁止、制限及び一方通行等の交通規制を行う。

4 地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動する。

第4章第17節交通施設応急対策計画のうち、「5運転者の執るべき措置」による。

第5 避難対策

地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容するため第4章第6節避難救出計画によるほか、次の措置をとる。

1 避難誘導の実施

- (1) 人命の安全を最優先に、住民等の避難誘導を行い、避難所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。
- (2) 現地災害対策本部は、避難誘導を必要とする箇所を早期に把握し、誘導に携わる職員の適切な配置を行う。

2 避難所の開設及び運営管理

- (1) 必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外についても災害に対する安全性を確認の上、施設管理者の同意を得て避難所として開設する。
- (2) 避難所は、一時的な応急避難所及び長期にわたる収容避難所に分けて開設し、それぞれ案内板、表示板等を設置する。
- (3) 避難所を開設した場合は、維持、管理のために市職員を必ず配置し、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- (4) 災害対策本部及び現地災害対策本部は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるとともに、生活環境に注意を払い、常に良好な状態に保つよう努める。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保等に配慮する。
- (5) 避難所における同伴動物については、適正な飼育と衛生環境に配慮するよう努める。
- (6) 災害対策本部と避難所を結ぶ、連絡・伝達網、道路網の確保を図る。
- (7) 災害の規模等に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に市民に対して広報を行うとともに、帰宅困難者用の避難所を開設する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策に努めるものとする。

第6 緊急物資対策

市は、地震発生後の被災者救援及び応急対策活動に従事する者のために必要な食料品、生活必需品、医療品等の確保を図るとともに適切な対応を執る。

1 主要食料品の確保

市が保有する備蓄食料の放出に備える措置を執るとともに、災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定業者等と密接な連絡をとって、市内在庫の米穀の確保に努め、合わせて調味料、副食物等の確保に努め、被災者に供給する。

さらに、状況によっては県、隣接市町村に給与、又は貸与の要請を行う。

2 生活必需品及び医療品の確保

日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品並びに医薬品、医療資機材について、市内商工業者の在庫物資の確保に努めるとともに、必要に応じて県、隣接市町村に対し、これらの物資の給与、又は貸与の要請を行う。

なお、医薬品等については、県が行う福島県災害時医薬品等備蓄供給体制において、郡山市保健所が必要に応じ、供給要請を行う。

3 緊急物資の供給

災害対策本部の総合調整に基づき被災者への供給を図る。なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また夏季には、扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

- (1) 市が保有又は調達した緊急物資の配分に当たっては、事前に市民等に対し広報を行うとともに、自主防災組織等の協力を求め、公平の維持に努める。
- (2) 必要に応じて、自主防災組織、女性消防協力会及び自衛隊等の協力を得て市があらかじめ定めた避難所において、炊き出し等を行う。

第7 上下水道対策

1 上水道対策

(1) 構造物の耐震対策

上水道施設の耐震化の促進

(2) 復旧のための体制整備等

- ① 外部支援者及びボランティアの受入体制
- ② 防災訓練、その他の災害に備えての対策
- ③ 上水道の相互応援体制の確立

(3) 飲料水等確保のため、次の措置を執る。

- ① 水道施設の被害の状況調査及び報告体制の確立を図り、極力給水等を継続するよう努める。

- ② 配水池のバルブの閉鎖の適切な対応
- ③ 関係業者との応急修理体制の確立
- ④ 給水班の出動体制の確立
- ⑤ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備

2 下水道対策

(1) 下水道施設の構造面での対策

- ① 管きょのうち重要幹線は、下水を輸送する根幹的な施設であり、災害時の補修・復旧に困難をきたす場合が多いため施設周辺の液状化対策、接続部の継手対策等により耐震性を確保する。

また、その他の管きょについては、被災したとしても下水の流下機能を確保できるように耐震性の向上に努める。

- ② 処理場・ポンプ場は下水道の最も根幹的な施設であり、これらの施設が被災すると下水道の機能に重大な支障が生じ補修・復旧に困難をきたす場合が多いため、構造物・設備等の基礎の液状化対策、施設本体や配管等の接続方法対策による十分な耐震性を確保する。

(2) 下水道施設のシステム対策

- ① 下水処理場が部分的被害を受けた場合を想定し、災害時にも必要最小限の処理が可能となる対策を検討しておく。
- ② 緊急時の下水道管理用の通信網を確保するため、複数回線にする等の情報通信設備の整備を図る。

(3) 緊急時における体制面での対策

- ① 被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るため日頃から防災訓練、復旧訓練等を実施する。
- ② 下水道台帳のような施設復旧に不可欠な情報は、収納・データ管理のための施設の耐震化を図り、遠隔地にバックアップを設ける等の安全度の向上を図る。
- ③ 被災時における、他都市及び関係団体等との相互協力についての協定を締結し、具体的な支援方法等を整備する。
- ④ 災害時の応急復旧に必要な資機材の確保について、その備蓄や確保の方法等を整備する。

(4) 下水道施設の防災施設としての活用

- ① 下水道施設（処理場・ポンプ場・雨水管きょ等）は、まとまった空間を有しており、これらを防災避難場所、避難路、防火帯等として活用する。
- ② せせらぎ水路地下にある雨水貯留槽を緊急時に消防用水、雑用水等として利用する。

(5) その他の対策

- ① 既存の下水道施設について耐震診断を早期に実施し、その結果に基づく補強・増強・更新・改築等を推進する。
- ② 下水道施設の耐震性の向上のために必要な、設備、資材、工法等及び被災施設の補

修方法等の技術開発を積極的に推進する。

- ③ 復旧までの対応として、緊急時のし尿受入れ、下水道への接続を考慮したトイレの計画等について、他部局との調整を図る。

第8 災害時の広報と生活情報の提供（地震防災上必要な広報に関する計画）

市は、正しい情報を正確かつ迅速に提供し、市民生活の安定を図るとともに市民の的確な災害応急対策ができるよう、防災関係機関の協力を得て、必要な広報を行う。

1 広報事項

広報を行う必要がある項目は、おおむね次のとおりとする。

- （１） 地震情報等の広報
- （２） 避難指示等及び警戒区域の設定
- （３） 自主防災組織に対する防災活動の要請（市から指示、指導、救助措置等）
- （４） 被害の状況及びその対応状況
- （５） 交通規制の状況
- （６） その他、状況に応じて住民等に広報周知すべき事項

2 広報手段等

広報は、報道機関の協力を得て行うほか、郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）、広報車等を通じて行う。

- （１） 市民への携帯ラジオの普及促進（地震情報、気象情報、警報、交通機関運行状況等）
- （２） 広報紙の発行
- （３） 郡山市防災情報伝達システム（屋外拡声子局）の不感地帯の解消、未設置地区の解消を図り、施設を強化する。
- （４） サイレン、半鐘での警告
- （５） その他、第4章第4節「災害広報・情報伝達計画」による。

第9 応急仮設住宅及び住宅の応急修理

災害により、居住の場所を失った者に対する応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げ、準半壊等以上の被害を受けた住家に対する応急修理を実施することで、居住の安定を図る。

なお、応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げ等については、災害救助法の適用の際は県知事が行うのが原則であるが、委任を受けた時は、市長が行う。

1 建設型応急住宅

(1) 建設用地

建設型応急住宅は、原則として公園及び市有地等の空地を利用して建設する。

(2) 受入対象者

災害により住家が全壊等となって、居住する住家がない者で、自らの資力では住家を確保できない者が対象

(3) 管理及び処分

① 建設型応急住宅は、被災者に対しての一時的な居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

② 建設型応急住宅は、その目的が達成されたときは、解体撤去の処分を速やかに行う。

2 賃貸型応急住宅

建設型応急住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない大規模災害時には、民間住宅を借り上げて供与する賃貸型応急住宅を積極的に活用する。なお、受入対象者等については、建設型応急住宅に準じる。

3 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(1) 修理の対象住宅

災害により住家が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれのある住家（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、緊急修理の対象とはならないが、修理を実施することにより居住が可能であって、引き続き居住する意思がある場合はこの限りではない。）

(2) 修理の範囲

日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシート等で緊急的に修理し、住宅の損傷が拡大しない範囲とし、物置、倉庫や駐車場等は対象外

4 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(1) 応急修理の対象住宅

災害により住家が準半壊、半壊、中規模半壊又は大規模半壊の被害を受け、その居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にあり、破損箇所を応急修理することで日常生活を営むことが可能となる住家（全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないが、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りではない。）

(2) 修理の範囲

災害により被害を受けた居室、炊事場、便所等、日常生活に必要な最低限度の範囲

(3) 修理対象者

- ① 住家が準半壊、半壊又は中規模半壊となり、自らの資力では応急修理をすることができない者
- ② 住家が大規模半壊又は全壊となった者
- ③ 応急修理をすることによって避難を要しなくなると見込まれる場合であって、応急仮設住宅（賃貸型を含む。）を利用しない者が対象

第10 被災者の健康管理・精神保健対策

被災者に対する巡回診療など必要な健康医療サービスやメンタルケアの実施など、被災者の健康対策を執る。

1 災害時における医療公衆衛生体制

- (1) 災害時における保健指導の徹底
- (2) 保健師の専門研修の実施
- (3) 難病患者、慢性疾患患者、妊産婦等に対する医薬品の確保並びに受入施設の確保

2 診療機会の確保、情報の提供

- (1) 避難所における健康相談、精神保健相談の実施
- (2) 巡回健康診断（精神保健相談含む）の実施
- (3) 災害時の精神科医療についての啓発普及
- (4) 都市型大災害時の通信手段の確保

第11 ごみ、し尿等対策

1 清掃計画（ごみ）

(1) 収集計画

災害時のごみの収集に当たっては、被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から実施する。

また、多量のごみが各家庭から持ち出されることから、収集計画を立て、委託及び許可業者及び災害協定締結団体に応援を要請し、次により収集を実施する。

- ① 臨時のごみ集積場所を設置する。
- ② 道路維持班に道路復旧を依頼して、通常の収集体制を確保する。
- ③ 被害集中地区においては、早期に地域環境の保全を図るため、支援体制の確保に努める。
- ④ 交通状況によっては、運搬中継所を設置する。
- ⑤ 状況により早朝、日曜日、祝祭日の収集を実施する。

(2) 処理計画

収集するごみは、粗大、資源、可燃、不燃に分別し、クリーンセンターに運搬し処理することを原則とする。

クリーンセンターが被災し、ごみ処理が不可能になった場合は、必要に応じ埋立処分場で仮置きするか、近隣市町村に協力を要請する。

(3) 残材の処分

大量に発生した残材については、焼却処理を原則とし、焼却残渣は埋立処分する。

ただし、被害の状況によっては、次の措置を行う。

- ① 処分手数料の減免
- ② 搬入受付時間の繰上げ延長

- ③ 日曜日、祝祭日の搬入の実施
- ④ 仮置場の開設
- ⑤ 処理相談所の開設
- ⑥ 運搬業者の斡旋

2 清掃計画（し尿）

（1）し尿の収集

災害の状況に応じて、家庭便槽の漏水や破損等で緊急なし尿の収集が必要とされるため、収集計画を立て許可業者及び災害協定締結団体により、次のとおり実施する。

- ① 被害集中地区を中心に収集車の台数を増加し作業を実施する。
- ② 収集については、祝祭日にかかわらず作業を実施する。
- ③ し尿収集車両等が不足すると思われる場合は、近隣市町村の応援を要請する。

（2）し尿の処理

収集したし尿は、原則として富久山衛生処理センターで処理する。

なお、衛生処理センターが被災し、し尿処理が不可能な場合又はその処理能力を確保できない場合は、環境部長は上下水道局長に処理について協議する。また、本市の処理施設能力を超える部分については、適切な貯留槽を設置し薬品投入など、環境衛生に影響を及ぼさないよう処理するか、近隣市町村に協力を要請する。

（3）仮設便所の設置

災害が発生し、便所が使用できない家庭が多数発生することが予想される場合は、仮設便所を設置する。

設置については、市内業者からの借り上げ及び広域応援体制の応援を受け対応する。

- ① 仮設便所は、公衆便所、公共施設からの距離、人口密度、被害状況等を考慮して設置する。
- ② 設置場所は、避難所等とする。

（4）処理施設の耐震化

現施設に対するアセスメントを実施し、耐震施設の整備を図る。

第12 要配慮者避難支援対策

市は、高齢者、障がい者、介護認定者等、災害発生時に自力で必要な情報を得ることや、避難行動をとることが困難な要配慮者の安全確保について、近隣協力者や地域支援者による避難支援体制の整備を図る。

また、バリアフリー化されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の確保や、医療機関等との連携に努める。

1 避難行動要支援者等情報の把握と共有

市は、平常時から地域の避難行動要支援者の実態を把握し、地域支援等関係者へ必要な情報の提供を行い、相互の信頼関係の構築とその強化に努める。

なお、把握した情報の管理及び地域支援等関係者との共有は、郡山市個人情報保護に関する法律施行条例に基づき適切に行う。

2 災害情報の伝達

市及び関係機関は要配慮者の特性に合わせた災害情報を、的確に伝達できるよう、情報発信体制の整備に努める。

3 避難行動要支援者の安全確保

災害時において近隣協力者及び地域支援者は、自らの安全にも配慮しつつ、自主防災組織、民生委員、消防団等と連携し避難誘導及び安否確認を行い、避難行動要支援者とともに避難所、福祉避難所への避難又は医療機関等への搬送を実施する。

4 避難生活上の配慮

- (1) 避難所での生活環境や応急仮設住宅への受入に当たっては、要配慮者の健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、身体障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。
- (2) 市及び福祉関連施設等の関係機関は、要配慮者の避難生活における安全を確保するため、要配慮者の特性に応じた避難施設の設備等の改善を図り、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら実施する。

第13 災害ボランティア対策

災害時には多くのボランティアやNPOから支援活動の申し出が予想されるが、これらは応急対策、復旧を行う上で重要な役割を担うと思われる。

ボランティアやNPOの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要に応じて郡山市社会福祉協議会を中心とした、災害ボランティアセンターの設置に際し、速やかに被災者からの要求等に適切に対応できる体制を整備する。

1 災害ボランティアセンター運営に関する協力

市は「社会福祉法人郡山市社会福祉協議会災害ボランティアセンター設置要綱」に基づく、郡山市社会福祉協議会を中心とした、災害ボランティアセンターの設置に際し、関係機関・団体とともに、その運営について連携、協力する。

2 災害ボランティアセンターの業務

(1) 総務部門

- ① 運営に要する予算・経理、庶務
- ② 活動支援金等の受入・管理
- ③ 福島県共同募金会との調整

(2) 情報収集広報部門

- ① 郡山市災害対策本部との連絡調整
- ② 被災者からのボランティアニーズの調査、把握
- ③ ボランティアの募集
- ④ 福島県社会福祉協議会及び関係機関等との連絡調整

(3) ボランティア調整部門

- ① ボランティアの受付
- ② ボランティアコーディネーター等によるボランティアの配置及び必要な指示
- ③ ボランティア活動報告の取りまとめ
- ④ ボランティア活動保険の加入確認、加入手続き等
- ⑤ 活動に必要な資機材の調達
- ⑥ ボランティアの健康管理

3 ボランティア団体等への協力要請

保健福祉総務班長及びボランティアを必要とする関係班長（以下「保健福祉総務班長等」という。）は、災害の状況により、本部長の指示に基づき災害ボランティアセンターに対して支援活動の協力を要請する。

4 協力の要請方法

保健福祉総務班長等は、ボランティア団体等の就業計画を作成し、作業内容、従事場所、人員、集合場所、その他必要事項を災害ボランティアセンターに対して通知し要請する。

5 ボランティアの分類

(1) 一般分野でのボランティア

被災者の救援活動、避難所の運営等の労務を提供するボランティア

(2) 専門分野でのボランティア

応急危険度判定士等の建築・土木分野、医師や看護師等の専門の知識を有するボランティア

6 ボランティア団体等の活動内容

(1) 一般分野でのボランティア

- ① 避難所における炊出し
- ② 救援物資支給
- ③ 救援物資整理、輸送及び配分
- ④ 安否情報や被災者のニーズの収集
- ⑤ 清掃
- ⑥ その他の支援活動

(2) 専門分野でのボランティア

- ① 被災建物の応急危険度判定
- ② 負傷者、要支援者等への医療、看護活動
- ③ 通訳
- ④ その他専門的な知識や技能を必要とする活動

7 ボランティアコーディネーターの養成

災害ボランティアセンターの設置に当たっては、ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くため、次のような団体あるいは個人をボランティアコーディネーターとして養成する。

- (1) 市域の諸事情に詳しく、中立的な立場を保てること。
- (2) 市や郡山市社会福祉協議会と信頼関係があること。
- (3) ボランティア活動について、豊富な知識と経験を有していること。
- (4) ボランティア団体等とのネットワークを持っていること。

8 就業記録

ボランティア団体等の支援活動を受けた各班は次の事項について記録し、保健福祉総務班長等に報告し、保健福祉総務班長等は災害対策本部にこれを報告する。

- (1) ボランティア団体等の名称、人員及び氏名
- (2) 支援活動期間
- (3) 支援活動内容
- (4) その他必要事項

第14 通信、電気、ガス対策

大規模地震発生時において、N T T東日本 福島支店、東北電力ネットワーク(株)郡山電力センター、東部瓦斯(株)福島支社及び(社)福島県L Pガス協会郡山支部は、市民の生活、安全等を確保するため、できる限り通信の確保及び電気、ガス供給を継続するよう次の措置を講ずる。

1 通 信

- (1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常、緊急通信を優先して接続するため必要に応じ一般通話を制限する。
- (2) 公衆電話からの通話を確保する。
- (3) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて、資機材、要員を準備する。

2 電 気

- (1) 原則として電気の供給は継続する。
- (2) 地震発生後の安全確保や応急復旧に備え、電気の契約者のとるべき具体的措置の広報、電気供給設備の特別巡視、資材・機材の確保を行う。

3 ガス

- (1) ガスの供給は、ガス使用者が支障をきたさない範囲において、ガス圧力を減じ、供給を継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。

4 災害応急対策

(1) 通信

- ① 臨時回線の作成、迂回先の変更等、疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害復旧用無線機等の運用により、臨時公衆電話の設置などを行う。
- ② 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置を講ずる。
- ③ 防災関係機関が措置する通信網との連携協力を行う。
- ④ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。
- ⑤ 通信の早期疎通は、通信途絶の解消及び重要通信の確保を優先する等、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。

(2) 電気

- ① 電気供給設備に支障がない限り供給を継続するが、被害状況によっては、危険防止のため送電を中止する。
- ② 電気の供給再開までに長時間を要する場合、原則として重要と思われる施設について優先的に必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。ただし、被害状況や復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから実施する。
- ③ 応急復旧に必要な要員、資材、機材及び車両の確保を行う。
- ④ 電気供給設備の巡回点検を実施し、安全確保の応急措置を講ずる。
- ⑤ 電力供給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要な場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼する。

(3) ガス

- ① 都市ガス及びプロパンガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- ② 都市ガス及びプロパンガスの安全点検を実施する。
- ③ 都市ガスは供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- ④ 避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。
- ⑤ 応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。

第6節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 【全部局】

日本海溝・千島海溝沿いにおける後発地震への注意を促す情報である「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信された場合にとるべき防災対応について定める。

第1 北海道・三陸沖後発地震注意情報の伝達

1 関係機関相互間の伝達

気象庁は、防災情報提供システムからのメール配信等により、県及び市町村へ北海道・三陸沖後発地震注意情報を伝達する。

その他、気象庁において一定精度のM_w（モーメントマグニチュード）を推定し、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開催され、当該情報は報道機関のテレビ報道等により周知される。

2 地域住民等に対する伝達

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたことを住民等に迅速かつ正確に伝え、るとともに、後発地震への備えとして、今後1週間程度は強い揺れに備え、すぐに避難できる態勢の準備等を徹底するよう郡山市防災情報伝達システム（の屋外拡声子局）、市ウェブサイト及びSNS等で呼びかけを行う。

第2 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された後の周知

市は、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民等に密接に関係のある事項について周知するよう努める。

第3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講じる。

第4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、県と協力し住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市は日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

なお、後発地震に対して注意する措置は次のとおりとする。

- ・ 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- ・ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取り決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備えをする。
- ・ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対

- 策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備えをする。
- ・ 個々の病気・障がい等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難行動を確保するための備えをする。